

令和 2 年 8 月 13 日

保護者 各位

浦添市教育委員会
教育長 當間 正和
(公印省略)

臨時休業期間における市立幼稚園児・小中学校児童生徒・特別支援学級児童生徒の
学校受け入れについて

平素より、学校における感染症対策に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本市では、下記の幼児児童生徒に関しまして、学校での受け入れを行います。

「子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちが日常的に長時間集まることによる感染のリスクに予め備える」という感染の拡大を予防するための臨時休業である趣旨から、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようご協力をお願いしております。

臨時休業期間中、保護者の仕事等の調整が厳しい状況があり、やむを得ず、幼児児童生徒が自宅等で安全に過ごすための居場所が確保できない場合に限り、学校での受け入れを行います。学校で受け入れを希望する場合には、別紙「臨時休業期間における幼児児童生徒の学校受け入れ申請書」を直接学校へ提出してください。

記

1 受け入れ日時 令和 2 年 8 月 17 日(月)～8 月 21 日(金)

児童生徒 午前 8 時 15 分～午後 3 時まで

幼児 午前 7 時 30 分～午後 6 時(延長午後 6 時～午後 7 時)

※「臨時休業期間における幼児児童生徒の学校受け入れ申請書」(別紙)を学校に提出してください。

※ 臨時休業期間は、給食がありませんので、幼児児童生徒に弁当を持参させてください。

2 対象幼児児童生徒 … 次の条件を満たす場合、受け入れます。

- (1) 体調に異常がない幼児児童生徒 ※ 学校受入日には「健康観察シート」(様式 2)を提出してください。
 - (2) 保護者が医療従事者家庭や社会生活の維持に必要なサービス業で仕事が休めない家庭、ひとり親家庭などの幼児児童生徒
 - (3) 保護者や親戚等に対処ができず、安全に過ごすための居場所が確保できない幼児児童生徒
 - (4) ご家族に体調の異常がない児童生徒
- ※ 上記の条件を満たしてはいないが、やむを得ず学校・園に受け入れをお願いしたい幼児児童生徒については、本人やご家族の健康状態を確認し、学校・園と相談してください。

3 家庭での対応

- (1) 市及び学校ホームページから最新の情報を閲覧してください。
- (2) 臨時休業期間、お子さんの健康状態を体温測定等でご確認ください。
- (3) 幼児児童生徒または同居家族に発熱、風邪症状等気になることがあれば、登校・園は控えてください。
- (4) 手洗い、咳エチケット、マスクの着用等について、ご協力をお願いします。
- (5) 登校は上記の時間をお願いします。低学年については、できるだけ保護者同伴で登校してください。
- (6) 幼児児童生徒が欠席する場合は、学校へ必ず連絡してください。
- (7) 申請書は、登校した際に保護者が学校へ提出してください。
- (8) 緊急時に連絡がつくよう、いつでも携帯電話が取れるようにお願いします。

<本件の問い合わせ>
浦添市教育委員会 学校教育課
TEL 098-876-1210